

CONTENTS

税務/P2.3 消費税率の変更に伴う実務対応

公益社会福祉法人/P6 社会福祉法人の経営指標

労務/P4 出産や育児への公的な経済支援

さくらレポート/P7 新入社員紹介・研修会報告・さくらリゾートホテル石垣日より

リスクマネジメント/P5 日常生活の被害事故・加害事故に備える

TOPICS/P8 第31回パーティ会ゴルフコンペを開催致しました
朝野球の対戦相手募集中！！



税務カレンダー 9月

9月10日 源泉所得税の納付
住民税特別徴収の納付

9月30日 令和1年7月決算法人確定申告
令和2年1月決算法人中間申告

消費税率の変更に伴う実務対応

2019年10月より消費税率が現行の8%から10%に変更になります。

消費税率10%への引き上げは、本来2015年10月に実施される予定でしたが、景気状況を考慮した政府は、税率の引き上げを先送りし、2019年10月から10%への引き上げを実施することとなりました。

1. 経過措置(税率引き上げ後も消費税率8%を適用するもの)

消費税率10%への変更にあたって、不都合や不利益ができるだけ生じないようにするために2019年10月1日(以下「2019年施行日」とします。)以降も消費税率8%を適用する「経過措置」が設けられています。

下記にその一部をご紹介します。

内容	適用関係
①旅客運賃等 2019年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、2014年施行日(2014年4月1日)から2019年施行日の前日までの間に領収しているもの	2014年施行日(2014.4.1) 2019年施行日(2019.10.1) 対価受領 入場等
②電気料金等 継続供給契約に基づき、2019年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、2019年施行日から2019年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	2019.10.31 継続供給 権利確定
③請負工事等 2014年指定日(2013年10月1日)から2019年指定日(2019年4月1日)の前日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、2019年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	2014年指定日(2013.10.1) 2019年指定日(2019.4.1) 契約 譲渡等

(国税庁:「消費税等に関する経過措置について」より一部抜粋)

2. 軽減税率(消費税率8%が適用)

〈対象品目〉

◆飲食料品

食品表示法に規定する食品で人の飲用または食用に供されるもので、酒類を除くもの。

◆新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくもの。

* 軽減税率は飲食料品の売上がなくとも、飲食料品の仕入、経費がある消費税課税事業者の方も消費税率の区分経理をする必要があります。

3. 軽減税率制度への対応・準備

(1) 区分記載請求書等保存方式

2023年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入される予定です。この方式では、登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。2019年10月1日から2023年9月30日の4年間はインボイス方式の導入に向けた経過措置期間となり、複数税率に対応するため、区分記載請求書等保存方式による対応が必要です。

軽減税率の対象品目である旨と税率ごとに区分して合計した対価の額を記載することになります。

「区分記載請求書」 (イメージ)

請求書

〇〇御中

◎年□月分 21,800円(税込)

□月1日 牛肉 2kg ※ 5,400円

□月8日 割りばし4組 5,500円

合計 21,800円

(10%対象 11,000円)
(8%対象 10,800円)

△△(株)

「※」は軽減税率対象であることを示します。

(政府広報オンライン:「消費税軽減税率制度」より)

(2)領収書発行時の注意点

軽減税率制度の導入に伴い現行の様式に記載事項を追加する必要があります。

新税率に対応したレジ等からレシートや領収書を発行する時には、記載もれがおきることは無いと思いますが、市販の物や自社作成の物を用いて手書きで領収書を発行する時には、記載もれが無い確認を徹底しましょう。

① 全品目が新税率10%の場合

領収証 令和元年12月1日

株式会社 あいうえお 様

¥11,000-

但し、タオルギフト代として
上記、金額正に領収しました。

内訳		
税抜金額	10,000 円	現行の様式で 使用可能です。
消費税額	1,000 円(10%)	

札幌市中央区南4条東4丁目2番地1
株式会社 さくら商事

② 全品目が軽減税率対象の場合

領収証 令和元年12月1日

株式会社 あいうえお 様

¥10,800-

但し、食品ギフト代(軽減税率対象)として
上記、金額正に領収しました。

内訳		
税抜金額	10,000 円	軽減対象品である旨 の記載が必要
消費税額	800 円(8%)	

札幌市中央区南4条東4丁目2番地1
株式会社 さくら商事

③新税率対象品と軽減税率対象品の両方がある場合

例) タオルギフト(新税率)・・・税込5,500円
食品ギフト(軽減税率)・・・税込3,240円
合計金額 税込8,740円

領収証 令和元年12月1日

株式会社 あいうえお 様

¥8,740- 上記(2)を参照

但し、タオルギフト代および
食品ギフト代(軽減税率対象)として
上記、金額正に領収しました。

内訳		
税抜金額	10%対象: 5,000円、8%対象: 3,000円	※
消費税額	10%対象: 500円、8%対象: 240円	

札幌市中央区南4条東4丁目2番地1
株式会社 さくら商事

※税率毎の合計額、適用税率、消費税額等を記載する。

(3)税率引き上げ前の事前準備

2019年10月1日(火)から消費税率が10%に引き上げとなり、同時に軽減税率制度が導入されます。同日以後は8%と10%の税率が混在することになりますので事前準備を行いましょ。

①レジ・会計ソフト・請求書発行ソフト等

現在使用しているものが新税率に対応できるか確認が必要です。

② 売上請求書発行時の注意点

例えば、自社の締日が「20日締め」であれば10月20日締めの請求額は、現行税率8%と新税率10%が混在する可能性があります。

よって請求書は、

・9/21~9/30分と10/1~10/20分を区分して記載
・9/21~9/30分と10/1~10/20分を2枚に分ける

などの対応が必要となります。

期間	消費税率
9/21~9/30	8%
10/1~10/20	10%または軽減税率8%

また、現行税率8%と軽減税率8%は、消費税率(国税)と地方消費税率(地方税)の内訳が異なるため、区分する必要があります。

税率区分	現行税率8%	軽減税率8%
国税	6.3%	6.24%
地方税	1.7%	1.76%

③ 仕入時の注意点

9月30日までの仕入額を確認・集計し、消費税率8%が適用される金額を把握する必要があります。また、商品・原材料等の入荷日が10月1日以後であっても仕入先が消費税率8%で請求書を発行した場合には、その税率により経理処理を行う事となります。納品書と請求書記載の消費税率に差異が無い確認しましょう。

④ 値引・返品・在庫についての注意点

値引・返品があった場合には、その商品・原材料等の仕入時または売上に適用された消費税率により処理する事となります。

在庫については、現行税率8%で仕入した物を把握する必要がありますので、必ず9月30日に棚卸しを行ってください。

監査部: 走出 壮央・黒子 修治

出産や育児への公的な経済支援

厚生労働省の「平成30年度雇用均等基本調査(速報版)」によりますと女性の育児休業取得者の割合は82.2%となっています。勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっている現状では、企業にとっても、ワーク・ライフ・バランスの実現は、優秀な人材の確保・定着につながる重要な経営戦略の一つといえます。

政府としても少子化対策として様々な出産・育児に対する公的な支援制度を用意しています。今回は主な制度をご紹介します。

1. 妊婦健診などの助成

妊婦健診の14回分については各自治体から助成があり、助成額は自治体により異なります。

<札幌市>

- ◆14回分の妊婦健診で利用できる「妊婦一般健康診査受診票」のお渡し
- ◆出産後、公的医療保険による子供の医療費の自己負担は小学校入学前は2割、小学生以上は3割を各自治体から補助
- ◆中学終了前(15歳に達する日以後、最初の3月31日まで)の子供に対しての医療費助成

2. 出産育児一時金(家族出産育児一時金)

正常分娩の場合の費用は公的医療保険の対象とはなりません。妊娠4か月目(85日以上)の出産(死産・流産等を含む)については、公的医療保険から出産育児一時金または家族出産育児一時金が支給されます。

支給額1児につき

- ◆産科医療保障制度加入分娩機関で出産した場合42万円
- ◆それ以外の場合40.4万円

3. 出産手当金

健康保険(都道府県が運営する国民健康保険は除く)の被保険者が出産のため会社を休み、事業主から報酬が受けられないときは、出産手当金が支給されます。

支給額:標準報酬日額の3分の2相当額

支給期間

- ◆出産日以前42日(双子以上の場合98日)
- ◆出産日後56日

報酬がある場合でも、3分の2未満の場合は報酬との差額が支給

4. 育児休業給付金

育児休業給付は、雇用保険の被保険者が原則1歳未満の子供を養育するために育児休業を取得した場合に支給されます。

パパ・ママ育休プラス制度を利用する場合は、父と母2人分合せて原則1歳2カ月になるまで支給されます。なお、保育所などに入所できないなど一定の場合には最長2歳になるまで支給されます。育休を開始してから180日目までは休業開始前賃金の67%が、181日目以降は50%が支給されます。なお、賃金があるときは〔賃金+給付金〕で休業開始前賃金の80%を超えた分が減額されます。80%以上の賃金が支払われる場合には給付金は支給されません。

5. 厚生年金の保険免除など産休育休等を取った際の特例

産休中及び育休等の期間中は健康保険や厚生年金保険の保険料が免除され、免除期間中の保険料は納めたものとして取り扱われます

また、休業後、職場復帰した際に時間短縮勤務などで報酬が低下した場合、3歳未満の子供を養育していることなど所定の要件を満たせば被保険者の申出により休業前の高い標準報酬月額で厚生年金の年金額が計算されます。納める保険料は下がった報酬に応じた低い負担額となります。

6. 国民年金保険料の免除

2019年4月から産前産後期間について、国民年金保険料の免除制度が設けられました。産前産後の免除期間は保険料を納付したものととして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

7. 児童手当

児童手当は、0歳から中学3年生までの子供(15歳に到達後、最初の3月31日までに)を養育している人に支給される手当です。支給額は子供1人につき次の金額です。

- ①3歳未満⇒月額15,000円
- ②3歳～小学校修了前の第1子・第2子⇒月額10,000円
第3子以降⇒月額15,000円
- ③中学生⇒月額10,000円

労務部:曾我 忍

日常生活の被害事故・加害事故に備える

日常生活でも予期せぬ事故が起こり、突然自分自身あるいは、自分の家族が被害者となるかわかりません。逆に意図せずとも加害者になってしまうこともあるかもしれません。

今回は、日常生活で起こるトラブルに備えることができる保険(特約)をご紹介します。

1.自動車事故の弁護士費用特約

一般的に弁護士費用特約という、自動車保険に付帯するものとして普及しております。

自分の過失割合が0のもらい事故の場合、保険会社は保険金を支払う必要がないため示談交渉ができません。その場合は、加害者側の保険会社と直接示談交渉をする事になります。

また加害者が無保険だった場合などは当然、加害者側と示談交渉や賠償請求を行わなければなりません。相手方の保険会社や相手方本人と直接示談交渉をすることは、不利な条件を提示されたりと精神的に負担になるケースが多くあります。そのような場合に、弁護士に示談交渉や訴訟の依頼をするという選択があります。

弁護士費用特約

弁護士に法律相談する費用や示談交渉、訴訟などの費用が補償

2.日常生活弁護士費用特約

上記のように、「自動車事故」の被害者となった場合だけでなく、日常生活で被害者となった場合の賠償請求や示談交渉にまで範囲を広げたものが日常生活弁護士費用特約として取り扱う保険会社が増えてきました。

〈例〉

- ◆歩行中に自転車にはねられた場合
- ◆散歩中の他人のペットに噛まれた場合

補償範囲・・・治療費や携行品損害に対する賠償請求や示談交渉の相談・依頼費用

保険対象者・・・同居の親族までが補償の範囲内
お子様が学校でイジメ被害にあった場合の相談などでも利用可能

また、自動車事故に限定された弁護士費用特約では保険会社によっては、自身が自動車にのっていない(歩行中や自転車乗車中)場合のもらい事故では対応できないものもあります。

この日常生活弁護士費用特約ではより補償範囲の広がったものと言えます。

ただし、日常生活における示談交渉や訴訟でも、離婚問題や遺産相続などで弁護士に依頼する費用は対象外となります。

3.個人賠償責任保険特約

個人賠償責任保険特約

自身が日常生活で加害者になってしまった場合の費用が補償

自転車事故での高額な損害額認定の事故をふまえて、近年認知され、自転車走行における賠償責任保険を義務化する自治体なども増えてきました。

〈例〉

- ◆自転車の運転時に第三者をケガさせた場合の治療費
- ◆自身の飼い犬が第三者に噛みついてしまった場合の治療費
- ◆買い物中にお店の棚を倒した場合の弁償費用
- ◆子供のボール遊びで第三者をケガさせた場合の治療費
- ◆器物を破損した場合の弁償費用

日本国内の事故であれば、示談交渉サービスも利用できる保険会社が多いのも特徴です。

おわりに

以上紹介した3つの特約は一般的に損害保険契約(自動車保険・火災保険・傷害保険)などに特約付帯するものとなっております。

再度、ご自身がお加入している契約内容や特約内容を確認してみたいはかがでしょうか。



株式会社 パワーコンサル:高橋 安武

社会福祉法人の経営指標

経営成績・財政状態を表す経営指標は数多く存在します。決算書上の数値だけでは他法人や統計上の平均値との比較は難しいですが、経営指標を利用することで他との比較が容易になります。今回は数多くある経営指標の中から資金繰りや固定資産の更新に関係する指標をご紹介します。決算書と電卓をご用意して法人の状況がどのようになっているのか、また、他法人等との比較ではどうなのかお調べになってみては如何でしょうか。

1.流動比率

法人の短期的な支払能力を示す指標です。一般的には200%以上あることが望ましく、100%未満の場合、資金繰りに苦慮している場合が考えられこの比率を改善することが急務となります。

$$\text{＜計算式＞流動資産} \div \text{流動負債} \times 100 (\%)$$

平成29年度現況報告書等の集約結果による全国平均(以下「全国平均」)

302.4%(短期的な支払義務に対して約3倍の流動資産があることを意味します)

2.当座比率

上記の流動比率では事業未収金等も含んだ流動資産を計算の分子としていますが、この比率では流動資産の内現金預金のみを分子としています。

この比率が高いほど短期的な支払義務に充てられる運転資金に余裕があることを意味します。

$$\text{＜計算式＞現金預金} \div \text{流動負債} \times 100 (\%)$$

全国平均

195.9%(短期的な支払義務に対して約2倍の運転資金があることを意味します)

3.現金預金対事業活動支出比率

現金預金の残高が、1か月分の必要経費(借入金の元金償還を除く)の何か月分に相当するかを示す指標です。この指標の月数が多いほど運転資金に余裕があることを意味します。

$$\text{＜計算式＞現金預金} \div (\text{資金収支計算書 事業活動支出計} \div 12\text{か月})$$

全国平均

3.9か月(1か月あたりに必要な経費の額の3.9倍に相当する現金預金があることを意味します)

4.固定資産老朽化率

法人の有する施設設備の老朽化状況を示す指標です。この比率が高い場合、減価償却が進んでおり施設設備の更新が近いことを意味します。

建物等高額資産の更新が近い場合、上記2や3の比率のチェックや積立資産の残高の確認を通して更新の際に自己財源がどの程度捻出可能なのかについて判断することになります。

$$\text{＜計算式＞減価償却累計額} \div \text{有形固定資産(土地を除く)取得価額} \times 100 (\%)$$

全国平均

45.0%(法人によって建物等有形固定資産の取得時期・耐用年数が異なるため、他法人との比較にはあまり向かない指標です)

上記以外にも様々な観点からの指標が数多くあります。詳しくは監査担当者までお問い合わせください。

公益・社会福祉法人部:斉藤 輝彦

さくらしポート

1.新入社員紹介

8月よりさくらマネジメントグループに入社しました社員をご紹介します。



監査部:清水 さゆり

2019年8月1日付で入社し、監査部に配属されました清水さゆりと申します。旅行が好きで英会話にも憧れがあり、今年から英語の学習イベント参加にもチャレンジしているのですが、カタコトなので悪戦苦闘しています。前職は建築物等の確認・検査会社で事務員として勤めておりました。税理士法人での就職は初めてですが、日々学びながら一日でも早く会社に貢献できるよう努めてますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

2.北海道みらい経営アカデミーが主催する研修会に参加いたしました。



監査部:石森 雅

7月23日(火)に、北海道みらい経営アカデミーが主催する『クリティカルシンキングの考え方と進め方』の研修に参加いたしました。

クリティカルシンキングとは、問題の本質を理解するために、物事を「正しく疑う」思考法です。偏った情報に拘泥せず、議論の前提を的確に捕捉することで、論理的な考察や視点の転換がより有効になります。

また、フォローシップの向上にも不可欠な能力です。日頃から課題の大小を問わず実践の機会を見出し、周囲に貢献できるよう努めて参ります。

3.北海道みらい経営アカデミーが主催する研修会に参加いたしました。



監査部:道上 朝陽

8月7日(水)に、北海道みらい経営アカデミーが主催する『お客様の心のカギを開ける3つの質問』の研修に参加いたしました。

ポイントがいくつかありましたが、その中でも最も大事だと思ったことは「相手の立場に寄り添うこと」です。どんな場面においても相手の立場に寄り添い、自分自身を受け入れてもらうことができれば会話しやすく、信頼してもらえと思いました。ですが、そこまでたどり着くことがとても難しいと感じました。今回教わった技術を自分のコミュニケーション能力の向上に繋げていこうと思います。

4.さくらリゾートホテル石垣だより

7月18日にユージェナ石垣港離島ターミナル内に、美ら星ゲート『いしがき島 星ノ海プラネタリウム』がオープン致しました。

日本最南端の傾斜型投映式プラネタリウムで、全天映像を映し出す9mのドームに48席を有しています。

雨天時のアクティビティの際にはこちらに足を運んでみてはいかがでしょうか。



広報委員会



T

O

P

I

C

S



第31回バーディ会ゴルフコンペを開催致しました



令和元年7月30日(火)に札幌国際カントリークラブ島松コースにおいて第31回バーディ会ゴルフコンペを開催致しました。

当日は、日差しが非常に強く極暑の中、28組総勢106名の皆様にご参加頂きました。

お忙しい中ご参加下さいました皆様に、この場をお借りしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

またバーディ会ゴルフコンペ開催に際し、皆様よりたくさんのご協賛を頂きましたことに重ねてお礼申し上げます。

来年もバーディ会ゴルフコンペを開催する予定です。

皆様のご参加をグループ一同お待ちしております。

(主催) 宏栄会

(共催) さくらマネジメントグループ

(後援) 道央情報サービス協同組合 エス・バイ・エス事業協同組合



朝野球の対戦相手募集中！！



さくら総合会計野球部(SMGスターズ)は、毎年繁忙期が終わった6月より隔週土曜日に活動しており、8月までに4試合行いました。今年も早いもので、野球シーズンも残すところ9・10月の2ヶ月余りとなりました。

現在特定のリーグには所属していません、随時対戦相手を見つけて対外試合を行っています。対戦相手募集中ですので、よろしくお祈いします。

広報委員会

(編集発行)

さくらマネジメントグループ

〒060-0054 北海道札幌市中央区南4条東4丁目2番地1 さくら総合会計ビル

税理士法人さくら総合会計 広報委員会 [TEL] 011-271-1417 [FAX] 011-221-5948 [URL] <http://www.dao.or.jp>

【さくらマネジメントグループ】

税理士法人 さくら総合会計
株式会社 さくら総合M&Aセンター
労働保険事務組合道央労務管理協会
社会保険労務士法人 さくら総合事務所
行政書士法人 さくら総合事務所
清平秀幸公認会計士事務所
一般社団法人 道央相続支援センター

株式会社 パワーコンサル
株式会社 エスエムシー
有限会社 札幌ビジネスエージェント
株式会社 道央医療コンサル
株式会社 海幸マネジメントオフィス
道央情報サービス協同組合
エス・バイ・エス事業協同組合